

募集要項

【企画競争方式】

件名：2015年度第1回
協力準備調査
(BOP ビジネス連携促進)

2015年7月15日
独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部

－目次－

はじめに.....	3
I. 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）概要.....	4
1. 本事業の背景.....	4
2. 本事業の目的.....	4
3. 本事業の対象分野.....	5
4. 本事業の範囲.....	5
5. 本事業の対象国.....	5
6. 本事業の実施等.....	7
II. 応募要件.....	13
1. 応募者の資格.....	13
2. 応募件数.....	17
3. 応募勸奨分野.....	17
4. 応募上のポイント・留意事項.....	18
5. 競争参加資格審査.....	20
6. 本事業費用負担区分.....	22
III. 応募手続.....	25
1. 企画書の提出.....	25
2. 応募のスケジュール.....	26
3. 審査・選定.....	27
IV. 契約.....	27
V. 質問受付.....	27

【添付書類】

経理処理ガイドライン

様式 1. 見積金額内訳書

様式 2. 見積金額内訳明細書

様式 3. 書類受領書

様式 4. 企画競争申込書

様式 5. 提案者情報

様式 6. 企画書

様式 7. 事業計画書

様式 8. 作業工程表

様式 9. 業務経験

様式 10. 評価対象業務従事者経歴書

(業務主任者1名及び評価対象者となる調査団員2名の計3名分作成)

様式 11. 質問書

様式 12. 同意書

参考資料 1. 契約書雛型 (附属書 I~IV 含む)

参考資料 2. 評価の視点

Q&A (よくあるご質問と回答)

協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）
2015 年 7 月 15 日公示分
公示資料

はじめに

本公示において、前回（2014 年度第 1 回）公示からの主な変更点は以下の通りです。詳細は、募集要項本文をご参照ください。

1. パイロット事業実施の推奨

本事業を通じた BOP ビジネス実現促進のため、実現性の高いビジネスモデルを構築するための調査、中でも、パイロット事業の実施及び結果の検証を事業の中で実施していただくことを重視します。パイロット事業については、これまでも本事業において実施は可能でしたが、本公示より積極的に実施を推奨します。また、本変更に伴い、本事業において想定される実施内容に、「パイロット事業の実施及びビジネスモデルの検証」を追加します。なお、パイロット事業において当機構が負担できる費用の範囲は本文（19 頁オ.）をご参照ください。（9 頁・19 頁・23 項参照）

2. 費用負担範囲の変更

本事業においてはこれまで、本事業にかかる人件費はすべて当機構負担としておりました。しかし、事業主体である提案企業の将来的な事業を支援するという本制度の性質に鑑み、本公示より、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）の業務従事者（補強を含む）については、その人件費を提案者にご負担いただき、当機構は外部人材（Ⅱ.応募要件、6. 本事業費用負担区分 及び Q&A（よくあるご質問と回答）参照）の人件費を負担いたします。また、その他の費目についても負担区分の見直しをしております。（Ⅱ.応募要件、6. 本事業費用負担区分 及び 別添 経理処理ガイドライン参照）

I. 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）概要

1. 本事業の背景

開発途上国が抱える課題は膨大であり、ODA（政府開発援助）など従来の公的機関の援助のみでそれに応えることは不可能です。また現在、先進国から途上国への ODA 以外の資金フローは 7 割を占めており、国際社会共通の開発目標であるミレニアム開発目標（MDGs）や持続的な開発目標（SDGs）に掲げられている開発課題を解決する上でも民間セクターには重要な役割が期待されています。中でも貧困層（BOP:Base of the Pyramid）を主な対象とする BOP ビジネスは、これまで公的機関の援助のみでは手が届かなかった途上国の経済発展や貧困削減に関わる様々な開発課題の解決に寄与することが期待されており、我が国における官民パートナーシップを促進する上で有望な分野として位置づけられています。

独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）は、BOP ビジネスとの連携促進に向け、2009 年度に「本邦企業の BOP ビジネスと ODA 連携にかかる調査研究」を実施し、国内外の BOP ビジネスを巡る現状等を調査したほか、有識者による研究会を開催しました。その中で、ビジネス計画の策定において不可欠な事業対象地の経済、社会に関する情報が不足していることが、BOP ビジネスへの参入障壁のひとつになっていることが明らかになりました。こうした状況を踏まえ、当機構は 2010 年度より、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）制度を開始し、これまで合計 8 回の公示を行っております。

BOP ビジネスが成功するには、BOP 層のニーズの把握、住民の生活やバリューチェーンの実態、社会・経済制度等を詳細にわたって情報収集・分析し、人々のニーズに合わせた商品開発やビジネスプラン作成を行っていくことが重要です。本制度は、事業提案者の方々が、BOP ビジネスへの参入を検討するにあたり、そのような情報を収集すると共に、BOP 層の人々が抱える開発課題に資するビジネスモデルの開発を促進することを目的に実施します。さらに、本事業は、当該ビジネスと連携することによって、当機構が展開する開発プログラムがより効率的・効果的で持続性を伴った形で実施可能になるとともに、BOP ビジネス自体の持続性も向上する等、双方にとってのメリットが期待出来る事例の形成をめざします。

2. 本事業の目的

本事業は、BOP 層が抱える課題の解決に寄与しうる BOP ビジネスの実現に向けたビジネスモデルの開発や検証、事業計画の策定、並びに、当機構が行う協力事業との連携可能性の検討を行うことを目的とします。

3. 本事業の対象分野

開発途上国の社会・経済開発に資する分野（教育、保健・医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発、ジェンダー、ガバナンス、経済・金融等）において、BOP 層の持つ開発課題の改善に資することが期待されるビジネスを対象とします。

4. 本事業の範囲

本事業は、以下の通り、BOP ビジネスの事業化準備の段階にあるものを対象とし、対象国において事業化済みの段階にあるものは対象としません。また、本事業を経て事業化が見込まれるものを対象としますので、アの段階の活動のみを行うことが想定・予想されるものは対象となりません。

ア 情報収集・市場調査段階

対象とする開発課題に係る情報・データの収集・整理、途上国 BOP 層の生活習慣等に係る情報収集、対象地域選定、対象者層のニーズ把握、現地パートナーの情報収集・発掘、BOP 層の事業者としての人材育成ニーズの把握、等。

イ ビジネスモデル構築段階

事業化の基本計画作成の段階。商品・サービスの仕様作成、現地試作品の検討、パイロット事業の実施とその評価調査等。将来的な事業化に向けた BOP 層の事業者としての人材育成や知識普及・啓発活動等のパイロット展開、及びそれらの効果的な実施方法に係る調査、研究、開発（原材料調達、製品・サービス販路確保、流通等の面を含む。）。

5. 本事業の対象国

原則として、当機構の在外事務所等が設置されている ODA 対象国である、下記①～⑥の国を対象とします。ただし、以下(1)～(4)にご留意ください。

- (1) ①～⑥に記載されている国であっても、当機構の安全管理対策上、外務省渡航情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）において「退避を勧告します。渡航は延期してください」と指定されている国又は同国内地域は本事業実施の対象外となります。
- (2) 外務省渡航情報において「渡航の延期をお勧めします」と指定されている

国・地域では、本事業が実施できない場合があります。

- (3) 採択後であっても、対象国への ODA の中止等外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点予めご留意ください。
- (4) ①～⑥に記載のない国を対象とする事業提案も排除しませんが、調査実施段階での事業提案者への当機構の支援を円滑に実施する意味で、在外事務所等が設置されている国への応募を原則としています。最終的には、事業提案者の BOP ビジネスが対象国にもたらし得る開発効果等も勘案し、提案の採否を決定することとなります。

① アジア地域 21 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※アフガニスタンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

② 大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

③ 中南米地域 21 か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

④ アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファ

ソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

※ 南スーダンには当機構事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑤ 中東地域 7か国

イラク、イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ シリア、イエメンには当機構事務所・支所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑥ 欧州地域 2か国

セルビア、トルコ

6. 本事業の実施等

(1) 本事業の実施

本公示と同時に、募集要項を JICA ホームページに掲載します。その後、資格審査申請書類及び調査に関する企画書及び見積書を受け付け、資格審査に合格した法人から提出された企画書について JICA 関係部署による一次評価を実施後、外部有識者から成る有識者委員会に対して一次評価結果に関する諮問を行い、その結果も踏まえ、採択案件を決定します。対象とする提案案件の選考の視点については、本要項の参考資料 2 をご覧ください。採択された提案法人は、企画書及び見積書の内容詳細について JICA と協議の上合意した場合は契約を締結し、JICA の調査実施委託先として調査を行うこととなります。調査終了後は、成果品として調査報告書（ファイナル・レポート）、契約金額精算報告書を JICA に提出し、JICA による検査の合格を以って、調査完了となります。

(2) 業務内容のイメージ

提出された企画書が採択された場合、詳細な調査内容については、提出済みの企画書に加えて、当該事業の状況・性格、既存調査の有無・内容等を踏まえ、JICA との協議を経て個別に決定されます。なお、収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象となる業務内容から予め除外することとします。

また、調査の成果品となるファイナル・レポートは、基本的に、以下の内容を含む調査報告書とします。

ア 開発課題の現状と期待される開発効果に係る調査

対象の国・地域、またそこにおける BOP 層が抱える開発課題に対し、ご提案の BOP ビジネスがどのように貢献するのかを調査します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 当該地域が抱える開発課題の現状
- ・ 当該地域が抱える課題への取組状況（現地政府の政策・施策、諸外国による援助の状況等）と残された取組課題
- ・ 事業の実施により期待される開発効果（直接的効果、間接的効果） 等

イ 現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析

調査終了後の事業計画策定に必要となる情報の収集、分析を行います。但し、これらの項目のうち、事業化の前提となり得るものについては、ご応募前に、現地調査等を通じ、予め問題がないことを確認されていることが望まれます。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 対象国の政治・経済状況
- ・ 対象国の投資に関する各種政策や法制度
- ・ 対象となる BOP 層の状況
(人口、家計、社会階層、生活形態、経済活動等) [必須]
- ・ 対象国の市場の現状
(市場の競争、類似商品のマーケットの状況、市場規模、流通体系など)
- ・ パートナーとなり得る現地企業・NGO 等の情報
- ・ 対象国における消費者の需要（潜在的な需要を含む）
- ・ 対象国における既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備など
- ・ 開発インパクトの発現に向けたベースライン調査及び目標とする開発インパクトの設定、シナリオの検討 等

ウ ビジネスモデルの策定

上記ア、イの情報収集・分析に基づき、ビジネスモデルを策定します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 原材料・資機材の調達
- ・ 要員計画
- ・ 生産、流通、販売計画
- ・ 環境・社会配慮

- ・ 許認可取得手続き
- ・ 財務計画
- ・ BOP ビジネスを実施する上で必要な人材確保、育成計画
- ・ 技術移転の計画策定など

エ パイロット事業の実施及びビジネスモデルの検証

上記ウで策定されたビジネスモデルに基づき、パイロット事業を実施します。実施後、結果を検証し、ビジネスモデルに反映させ、修正します。必要に応じて実施と検証のプロセスを繰り返し、より実現性の高いビジネスモデルの策定及び事業計画の作成につなげます。

オ 事業計画の作成

上記ア、イ、ウ、エに基づき、実際の BOP ビジネスの事業計画を作成します。想定される事業計画については企画書(様式 6)で提案してください。

カ 当機構事業との連携可能性の検討

本事業は、提案される BOP ビジネスと当機構事業が連携することによって、BOP ビジネス及び当機構事業の双方にとって効率性、効果、持続性が向上する連携の可能性を検討します。現時点で想定される連携のアイデアについて、企画書(様式 6)にてご説明下さい。

なお、連携が期待される事業は、過去の事業、現在実施中の事業、今後検討すべき事業のいずれも該当します。但し、今後検討すべき事業のうち、当該機構事業が、BOP ビジネス実施の前提になるようなアイデアについては、評価の対象になりません。

※各国における開発課題の現状や当機構事業との連携可能性については、以下の情報もご参照下さい。

【外務省国別援助方針・事業展開計画】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjoyo_kakkoku.html

【当機構 各国における取り組み (JICA 国別分析ペーパー)】

<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>

【当機構 各課題における取り組み (JICA 課題別指針)】

<http://www.jica.go.jp/activities/index.html>

http://gwweb.jica.go.jp/km/KM_Frame.nsf/NaviSubjMain?OpenNavigator

【世界銀行 各国情報（英語）】

<http://www.worldbank.org/en/country>

<http://datatopics.worldbank.org/consumption/>

【BOP ビジネス支援センター】

（当機構、経済産業省、JETRO 等による BOP ビジネスに関する報告書等掲載）

<http://www.bop.go.jp/documents>

【BOP ビジネスの開発効果向上のための評価及びファイナンス手法に係る基礎調査】

ファイナル・レポート全体版

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012974.html>

ファイナル・レポート要約版

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012973.html>

BOP ビジネスにおける開発効果評価手法実施の手引き

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012975.html>

（3）本事業の実施期間

契約締結日から3年以内とします（当機構と事業提案者が締結する本事業に係る業務委託契約の契約期間と本事業実施期間は同一となります）。

（4）本事業の経費

調査に必要な費用のうち、指定した費用に限り1件あたり5千万円（消費税を含む）を上限として、当機構が費用を支払います。指定の費用については、バランスよく計上してください。最終的な費用の額は、調査内容や見積書等を踏まえ、当機構と提案法人が協議の上、当機構の各種基準等に従い、合意・決定します。

また、中小企業からのご提案の場合は、2千万円（消費税を含む）を上限とすることも可能です。ここで言う「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に定める以下に該当する中小企業者を指します。

- ・ 製造業・その他の業種：従業員数300人以下又は資本金3億円以下
- ・ 卸売業：従業員数100人以下又は資本金1億円以下
- ・ 小売業：従業員数50人以下又は資本金5,000万円以下
- ・ サービス業：従業員数100人以下又は資本金5,000万円以下

経費の支払対象については、後述の「本事業費用負担区分」及び別添 経理処理ガイドラインを参照ください。契約金額は企画書と同時に提出される見積書上の見積金額が上限となり（見積金額内での変更については採択後の交渉事項

となります)、また、提出後の上限金額(5千万円あるいは2千万円)の変更はできませんのでご注意ください。

(5) 成果品

調査の成果は、成果品として調査報告書(ファイナル・レポート)にまとめ、調査終了後に提出することになります。(その他、調査途中に提出するレポート等は、契約書(特記仕様書)に記載します。)

調査報告書の著作権は全て当機構に帰属し、公表を原則とします。但し、事業提案者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、事業提案者が本事業終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが事業提案者のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、事業提案者と協議の上、法令及び当機構法人文書管理規程に基づき、当該情報に該当する部分を削除ないしは一定期間非開示とする等の措置を講ずることとします。なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

過去の調査報告書は、下記のウェブサイトでご確認頂けます。

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject9999.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/96b5564fdc97219849257aaf0023bba1?OpenDocument>

(6) 環境社会配慮ガイドライン

本事業の実施に当たっては、環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリーA及びB案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本事業の実施を受託する事業提案者は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

ガイドラインの詳細については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

(7) 安全対策上の留意点

当機構は契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本国大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、事業提案者に対して各在外事務所が定める「安全マニュアル」の周知等を行い、安全確保に努めます。

また、本事業の実施にあたり、事業提案者はその業務従事者に海外旅行傷害保険等適切な保険を付保されることを推奨します。

(8) 提案者の不正行為防止

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、事業提案者は特に以下の点に留意願います。

- ① 事業提案者による受入活動参加者に対する高額の物品や、日当・宿泊費としては過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本事業の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条¹（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。同様に、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

併せて、JICA 不正腐敗防止ガイダンスもご参照ください。

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(9) 当機構の役割

調査の準備及び実施に際しては、事業提案者が主体的に実施する点に留意願います。当機構及び当機構事務所は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介や関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

¹ 不正競争防止法第 18 条の運用については、経済産業省から外国公務員贈賄防止指針を含む詳しい解説及び注意事項を参照（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html）

Ⅱ. 応募要件

1. 応募者の資格

(1) 応募者の資格

以下の要件を全て満たす者が本事業の企画競争に事業提案者として参加することができます（共同企業体の構成員である法人を含む）。

ア. 開発途上国において BOP ビジネスを展開する意思を持ち、調査遂行に必要な知見、実施体制等を有する本邦登記法人。

イ. 以下のいずれかを満たす者

① 当機構の競争参加資格（当機構発行の 25 から始まる整理番号 7 桁）を有している者。

② 当機構の競争参加資格を有さないが、全省庁統一資格審査結果通知書を有する者。

（上記①及び②いずれにも当たらない方は後述の「競争参加資格審査」をご参照ください。）

ウ. 当機構の定める一般契約事務取扱細則第 4 条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でない者。

一般契約事務取扱細則：

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

(2) その他の要件

ア. 将来の事業実施のために、出資や事業への参画を考えている複数の法人が共同で本調査を実施する場合は、共同企業体による応募を認めます。共同企業体を結成する場合は、代表法人及び構成法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認の上、企画書に添付してください（様式 4 の提出で確認とします）。様式 4 へは代表法人及び全構成法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。

イ. 本調査を行う際、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）から必ず 1 名以上ずつが業務従事者として参加する必要があります。

ウ. 調査団の業務主任者（総括）は、提案法人（共同企業体の場合は代表法人）の正規職員、社員又は役員である必要があります。なお、業務主任者には、調査業務全体を一貫して運営管理することが求められ、企画書審査の際に

も経験、能力等を評価対象とすることから、企画書の提出締切後の交代は原則として不可とします。

- エ. 事業の実現に向けて、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）以外の法人に雇用されており、調査後の事業に参画することを見込んで参加する個人を補強団員として事業提案者側の業務従事者に含めることを認めます（様式 12 の同意書の写を採択後に提出ください。但し、補強団員を評価対象者とする場合には、企画書に添付して提出ください）。また、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等に関する知見を持ち、本調査にのみ参加する個人を外部人材として業務従事者に含めることを認めます。

(3) 留意事項

- ア. 共同企業体の構成員は、本邦登記法人のみが対象となります。但し、海外で登記された企業から、補強及び外部人材として本事業に参加することが可能です。
- イ. 本調査の業務委託契約は、当機構と提案法人が締結するものとします。調査を複数の法人が共同で実施する場合は、提案段階から共同企業体として提案するものとし、当機構と共同企業体が業務委託契約を締結するものとします。企画書の提出締切後は原則として共同企業体の構成を変更することはできません。
- ウ. 共同企業体を構成する法人の数は、最大で 5 法人までとします。
- エ. 当機構と提案法人との間で締結された業務委託契約に基づき、JICA が提案法人に調査の実施を委託し、提案法人は調査中及び終了時に契約で規定する成果品を提出することとなります。本業務は助成金事業や補助金事業とは異なります。
- オ. 提案法人が受託する他機関・団体の事業補助金（対象調査地域や内容が同一あるいは類似するもの）との重複は不可とします。但し、他機関から補助金等を受け取っている場合でも、業務内容等が客観的に違うことが説明できると当機構が認める場合には、本調査の対象となることがあります。
- カ. 同一の法人または共同企業体から提案可能な企画書の数については、制限を設けません。但し、本事業に係る同一回の公示において、同一の法人または共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書を提出することはできません。
- キ. 提案法人がこれまで実施してきた調査と同一の内容で、期間を延長することのみを目的とした提案は採択されません。
- ク. 提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）が、同時期に募集される他の JICA 事業 に同様の事業を重複して提案することはできません。

ん。(代表法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。)

※企画書において、当機構事業及び他機関の事業への応募状況、受注実績等をご記載いただきます。

ケ. 同一案件を、協力関係にある法人から別々に提案することは認められません。複数の法人が同一案件で提案する場合は、共同企業体として提案してください。

コ. 補強・外部人材を除き、業務従事者は提案法人の「専任の技術者²」であることが必要です。評価対象となる業務従事者は企画書提出時点で「専任の技術者」であることが必要です。

サ. 外部人材として参加する場合には、「作業工程表」(様式 8)の中に記載してください(外部人材団員に関しては、(外部人材)と明記)。

シ. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者(総括)については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

ス. 企画書の提出締切日に、措置等により企画競争に参加する資格の停止を受けている法人(資格停止法人)が提出した企画書(当該法人が構成員となる共同企業体からの企画書及び当該法人と雇用関係にある者を外部人材とする企画書を含む)は無効とします。

セ. 企画書を提出した法人(共同企業体の場合は全構成法人)、又は、外部人材を業務従事者に加える場合は外部人材を雇用する法人が、企画書の提出締切日以降から、契約締結予定日までに資格停止措置を受けた場合は、当該法人が提出した企画書は無効とします。

2 「専任の技術者」

- (1) 企画書を提出する法人の経営者。
- (2) 企画書を提出する法人が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) 企画書を提出する法人が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間でも雇用関係はあるが、当該法人との間に「主たる賃金を受ける雇用関係」がある者。

注 1) 主たる賃金を受ける雇用関係とは、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65 才以上で新たに雇用された技術者等で雇用保険に加入していない者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を示します。主たる賃金を受ける雇用契約に当たるか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、当機構にて判断します。

注 2) 雇用予定者は雇用関係がないとみなしますので、「専任の技術者」とは認めません。

注 3) 技術者とは、業務を実施するのに必要な専門性・知見を有する者を指します。

- ソ. 提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）の役職員に当機構の役職員が含まれる場合、当該法人が提出した企画書は無効とします。
- タ. 提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）及び外部人材を雇用している法人、資格停止期間中の法人との再委託契約は認められません。
- チ. 提案の採択後に、調査の実施が明らかに困難と当機構が判断する事態が発生した場合や、何らかの事情により提案法人が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案法人と契約を締結しない、契約を締結した後であっても、契約を取り消すことがあります。
- ツ. 企画書、見積書作成を含む準備段階等で、契約締結前に提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）及び外部人材が負担した費用については、いかなる理由であっても当機構は一切負担しません。

（参考）現地再委託

本業務で実施する現地調査工程の一部を、調査対象国に関する専門的な知識や経験を持つ、対象国で登記されている NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託することを認めます。その場合は、JICA の承認の下、提案法人は再委託先と契約を結ぶこととなります。現地再委託を実施する場合は、原則としてコンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドラインに沿うことが求められます。ガイドラインについては、以下 URL をご参照ください。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

現地再委託の可能な業務の範囲は特に限定しませんが、現地調査の中の主要な業務は全て提案法人が主体的に実施することとし、調査工程の全てを再委託することはできません。再委託が認められる範囲については、企画書毎に契約交渉の時点において検討します。（例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場調査を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本調査の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません。）

再委託に必要な費用は、他の費用と合わせて調査上限額を超えないように設定してください。再委託に要する費用は、提案法人のみでは実施することが困難な高度かつ専門的な調査業務に限られる関係上、業務委託契約金額の中に占める割合は大きくないと想定されます。再委託に必要な費用については、企画書に想定される再委託内容を記載するとともに、企画書と同時に提出する見積書へ額を記載してください。また、採択後に提出する見積書において詳細な見積額を提出することとなります。

なお、業務開始当初に再委託先が決定しておらず、業務実施の途中で再委託先と契約する必要がある場合は、企画書の中に再委託を予定する旨記載することを条件に、業務委託契約期間中に再委託契約を追加することを認めます。その場合、業務実施中に提案法人と当機構との間で契約変更を行うこととなります。一方で、再委託の実施又は予定が企画書に記載されていない場合は、原則として再委託は認めません。

また、現地再委託契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を再委託することが必要な場合は、その企業等が雇用する個人を「現地傭人」として傭上するか、外部人材として業務従事者に組み入れることを検討してください。

2. 応募件数

10件～20件程度

3. 応募勸奨分野

今回の募集では、以下の観点からの積極的な応募を勸奨いたします。

- ① 日本の優れた製品、サービス、技術、ノウハウ等を活かし、新規市場における「日本ブランド」の早期確立と共に、開発課題の解決に資する提案。

分野例：生活用品（衛生等）、食品、医療・医薬品、教育、農業（6次産業化等）、環境・エネルギー（低炭素社会）、金融・保険、ICT、健康・スポーツ等

- ② 自社技術・製品等だけでなく、異業種との連携により、新たなビジネスモデルを創造し、BOP層の抱える課題にアプローチするイノベティブな提案。

連携例：ICT × 水、電力（再生エネルギー）、金融・保険、農業
保健・医療 × 食品
健康・スポーツ × 教育・栄養等

- ③ 対象国・分野に知見を有する NGO/NPO や公的機関等との連携により、開発途上国における様々な課題解決へのアプローチ強化が期待される提案。
(但し、当機構は上記連携先や、調査再委託先の斡旋は行いません。)
- ④ 2016 年に予定されているアフリカ開発会議 (TICAD VI) 開催を控え、アフリカ向け民間ビジネス・投資を促進する観点から、アフリカを対象とした提案。
- ⑤ 女性の社会進出及び活躍支援 (エンパワーメント)、子どもの健全な成長に貢献しうる提案。

4. 応募上のポイント・留意事項

ア. BOP 層の課題を踏まえた事業提案

提案されるビジネスプランは、BOP 層の課題解決に寄与することが期待できるものである必要があります。そのため、既存の製品やサービス(シーズ)ありきではなく、現地 BOP 層の事情や課題に基づき、その改善に貢献するものとなるよう、ビジネスモデル上の工夫も併せて検討し、ご提案ください。

イ. バリューチェーンにおける貧困層の巻き込み

本事業では、BOP 層を消費者として捉えるビジネスモデルだけではなく、バリューチェーンの多様な段階(原材料調達、生産、流通・販売等)に BOP 層を巻き込むビジネスモデルを対象とします。提案されるビジネスでは、バリューチェーンにおいてどのように BOP 層が関わり、BOP 層の課題解決に寄与するかを検討し、ご提案ください。

ウ. ホール・ピラミッド・アプローチ型提案の扱い

BOP 層向けの事業は、物流等に通常以上のコストがかかり、BOP 層が支払い可能な価格で商品・サービスを提供することが困難である等、事業化が容易でない場合も少なくありません。この観点から、あくまでビジネスの主たる対象は BOP 層に置きつつ、同時に中間層以上も対象に含めたビジネスモデルを構築することで、BOP ビジネスを持続可能な事業としている事例が過去の採択事例からも見られ(「ホール・ピラミッド・アプローチ」)、本事業への提案に際しても、同様の考え方に立ったビジネスモデルの提案も可能としています。

エ. 既存事業の扱い

対象国で既に事業化準備に着手されているものであっても、本格的な事業展開に向けて調査や検証を必要とするものについては本事業の対象とします。また、途上国で既にビジネスモデルが確立し実際に事業化されているものであっても、他の国や地域における展開のために新たなビジネスモデルの構築を必要とするものについても本事業の対象となります。(既に本事業を実施した案件については、前回事業との違いや、新たな調査や検証を実施する必要性に応じて個別に検討します。)

オ. パイロット事業の扱い

本事業では、対象地域において実現性の高いビジネスモデル策定を可能とするため、当該地域においてパイロット事業を実施し、その結果に基づくビジネスモデルの検証を事業に含めることを推奨します。但し、パイロット事業の実施に当たっては、パイロット事業にかかる旅費や外部人材の人件費、資機材等の輸送費及び現地通関の際に必要な課税等(但し、事業終了後に日本に持ち帰る場合のみ)を当機構の負担の対象とし、それ以外の費用(業務従事者の人件費、資機材の製造・購入、施設の建設、試供品の製造など)は事業提案者の負担となります。

カ. その他の留意事項

(1) 医療行為等の扱い

本事業の実施にあたり、①治験(Clinical Trial)及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験(以下「治験等」という)、②医療行為^{*}については、以下の扱いとします。

① 治験等の扱い

治験等は、当機構事業として実施しない。なお、治験等の実施者(医療従事者等)に対する研修・指導・助言等は当機構事業に含めることができる。

② 医療行為^{*}の扱い

医療行為は、当機構事業として実施しない。

※医療行為の範囲は国の状況により異なります。医療行為であっても、採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、安全性や責務等に関する条件について当機構から事前了解を得た場合には可とします。

(2) 対象外となる提案

原則として、以下の提案は本事業の対象外となりますのでご留意下さい。

- ・ BOP 層の持つ開発課題の解決に直接関連しない案件
- ・ 商品等の宣伝活動を目的とする案件

(3) 運営補助業者の配置

本件における企画書審査、BOP ビジネス調査業務の開始から終了までの進捗監理と事業化に向けたご支援に際し、当機構による事業運営を補助する外部委託業者として、保秘義務を課した上で PwC あらた監査法人を配置しています。従って、事業提案者と当機構との面談への当該業者の同席や、事業提案者への連絡・依頼・助言等を当該業者を通じて行う機会が想定されますので、ご了解ください。

5. 競争参加資格審査

ア. 当機構の競争参加資格 (当機構発行の2016年3月31日まで有効の25から始まる整理番号7桁)を有している場合	様式4の整理番号記載枠に「整理番号7桁」を記載ください。
イ. 当機構の競争参加資格を有さないが、平成25・26・27年度の全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合	当機構の競争参加資格審査の申請が必要です。以下の書類を提出ください。 ①全省庁統一資格審査結果通知書(写)1部 ②情報シート1部:以下のURLから取得してください。 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02) 本業務に参加される場合は、資格の種類(物品の製造・販売・役務の提供)及び等級(A~D)に係わる制限は設けません(どの種類・等級でも参加可能)。 ・提出方法、提出期限:以下5.(1)(2)のとおり
ウ. 上記ア.イ.のどちらにも当てはまらない場合 (当機構の競争参加資格または全省庁統一資格審査結果通知書のいずれも	当機構の競争参加資格審査の申請が必要です。 以下の書類を提出ください。 ①競争参加資格審査申請書1部:以下のURLから取得してください。 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)

<p>有していない法人)</p>	<p>②登記事項証明書（写）1部：発行日から3か月以内のもの ③財務諸表（直近1か年分）1部：法人名、決算期間が記載されていること ④納税証明書（その3の3）（写）1部：発行日から3か月以内のもの *注</p> <p>*注：納税証明書（その3の3）は、税務署にて発行される法人税と消費税及び地方消費税に未納が無いことの証明書。その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収証書、納税賞証明書その1等）では受付できません。</p> <p>・提出方法、提出期限：以下5.（1）（2）のとおり</p> <p>なお、競争参加資格審査に合格しなかった場合は、企画書を提出しても選定対象となりませんので、ご了承ください。 ※納税証明書（その3の3）にて未納が無い旨確認できましたら、不合格となることはありません。</p>
------------------	--

(1) 競争参加資格審査申請に係る提出方法及び提出先

提出方法は電子メールまたは郵送に限ります。（但し、企画書と併せて持参の場合は除く）。

【提出先】

メールアドレス：prtpd@jica.go.jp

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 計画・制度課

（件名には、【競争参加資格審査（協力準備調査（BOP ビジネス連携促進））】と記載してください。）

(2) 競争参加資格審査申請書類の提出期限

2015年8月24日（月）正午必着

※上記日時を過ぎて到着した申請書類は、理由の如何を問わず審査の対象となりませんのでご注意ください。

(3) 競争参加資格審査結果の通知

資格審査書類が届き次第、順次審査し、7桁の整理番号をメールにて通知いたします。

(4) 企画書提出時に、競争参加資格審査申請中の場合

同資格申請はしているものの、企画書提出時までに競争参加資格整理番号を取得していない場合は、様式4の整理番号記載枠に、「申請中」と記載ください。

6. 本事業費用負担区分

本調査は、提案法人と当機構との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行、成果品を提出し、当機構はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

なお、将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本事業の性格を鑑み、提案法人に応分の負担を求める観点から、共同企業体構成員を含む提案法人（及び親・子会社等の関連法人、補強を含む）の直接人件費については提案法人にご負担いただきます。一方、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等に関する知見を持ち、本調査にのみ参加する法人及び個人を外部人材として業務従事者に含めることを認めます。

外部人材は事業提案者以外の業務従事者として扱われ、直接人件費の支給対象となります。他方、旅費に関しては、提案法人（共同企業体の場合は構成員、補強を含む）、外部人材ともに計上可能です。

費目	当機構負担	定義・内容	
I. 人件費			
1. 直接人件費	提案法人	×	提案法人の業務従事者の直接人件費は提案法人負担
	外部人材	●	外部人材（コンサルタント等）の直接人件費
2. その他原価		●	外部人材の直接人件費に一定比率を掛け算出。間接的に業務支援を行う事務員、技術者等の人件費、事務機器の損料、水道光熱費、銀行手数料等。
3. 一般管理費等		●	外部人材の直接人件費及びその他原価から算出。役員報酬、地代家賃、広告宣伝費、保険料、雑費等。
II. 直接経費			
1. 機材製造・購入・輸送費			
1) 機材製造・購入費等			本調査を行うための機材の製造・購入費
	①本邦機材製造・購入費	×	日本国内における資機材の製造・購入費
	②現地機材製造・購入費		現地における資機材の製造・購入費
	③現地工事費		資機材等の現地における据付等にかかる再委託工事費等
2) 輸送費・保険料・通関手数料		●	資機材等の輸送費（梱包費用、保険料、通関手数料等含む）（注：本調査においては提案法人負担で機材を投入し、調査終了後に持ち帰る場合のみ。）
3) 関税・付加価値税（VAT）等		●	資機材等の現地通関の際の必要な関税等（＼）
2. 旅費			
1) 航空賃		●	提案法人の業務従事者及び外部人材の現地渡航に必要な航空運賃
2) 日当・宿泊料、内国旅費		●	提案法人の業務従事者及び外部人材の日当・宿泊料及び日本国内の内国旅費
3. 現地活動費			
1) 車両関係費		●	現地での活動に必要な車両関係費
2) 現地備人費		●	現地での活動に必要な備人費
3) 現地交通費		●	現地での交通費等
4) 現地再委託費		●	現地における委託契約費用
5) 上記以外の費用		×	
III. 管理費		●	本事業全体に係る管理費

(1) 見積について

調査費用については、特定の積算基準に従って見積もることとします。詳細は、別添の「経理処理ガイドライン」をご参照ください。なお、上限金額を超える見積もりが提出された場合は、審査の対象外となることがありますのでご留意ください。

(2) 起算日について

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）及び外部人材の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

(3) 安全対策経費について

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の計上をお願いすることがあります。その場合でも、当該経費を含めた契約金額は、上限金額を越えることはできませんので、あらかじめご了承ください。

Ⅲ. 応募手続

1. 企画書の提出

(1) 提出締切日時

2015年8月31日(月)正午必着 とします。

- ・提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)です。
- ・提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した企画書は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 提出方法及び提出場所

提出方法は、弊機構本部への郵送又は持参に限ります。

ア. 郵送の宛先

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課
協力準備調査(BOP ビジネス連携促進) 係

イ. 持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 1F 総合受付

午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く。提出締切日は正午まで。)

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部連携推進課」宛とお伝えください。

(3) 提出書類

書類	部数	様式
ア. 見積金額内訳書 見積金額内訳明細書	正1部、写1部	様式1、2
イ. 書類受領書(注1)	2部	様式3
ウ. 企画競争申込書	1部	様式4
エ. 提案者情報	1部	様式5
オ. 企画書	正1部、写8部	様式6、7、8、9、10、12*

カ. 企画書 CD-ROM	2部	様式1、2、5、6、7、8、9、10（注2）
キ. 財務諸表（注3）直近1年分	2部	提案法人所定様式

* 補強団員を評価対象とする場合のみ

（注1） 受領書は、提出書類を提出する際に、提出書類の受領と引き換えに当機構が押印した受領書を交付しますので、必要事項をご記入の上、提出書類と併せてご提出ください。

（注2） 下記のとおり CD-ROM（2枚）に記録して提出してください。

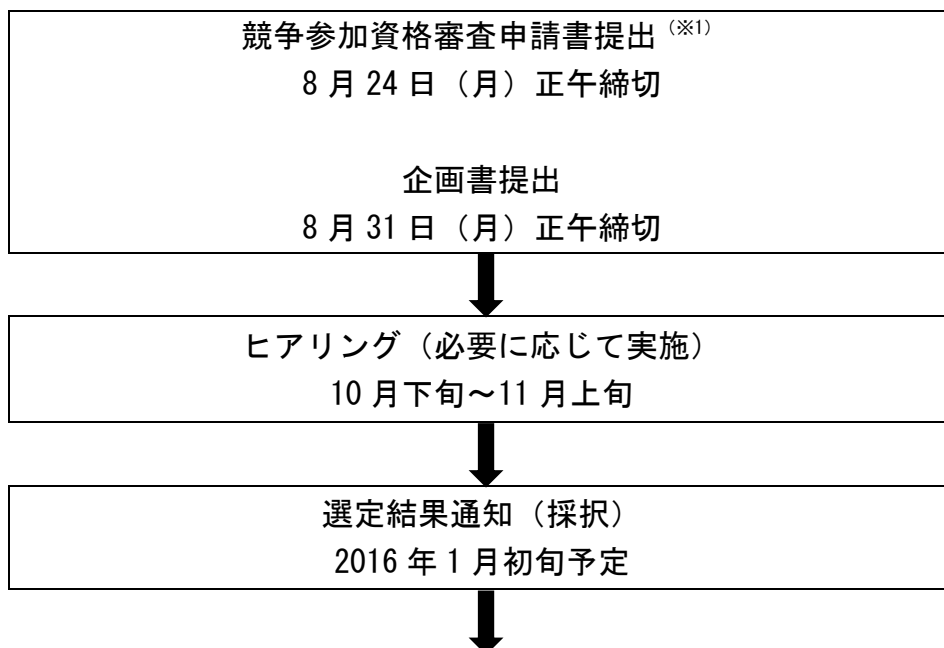
- ・ 様式1、2、5：エクセル形式
- ・ 様式6、7、8、9、10：PDF形式（紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接PDF保存してください。）

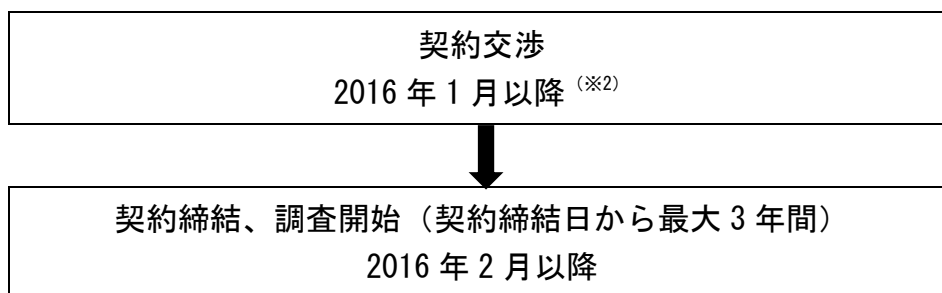
（注3） 代表法人の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ また、以下のいずれかに該当する企画書は無効です。
 1. 提出された企画書に記名押印がないとき。
 2. 虚偽の内容が記載されているとき。
 3. 本要項に違反したとき。

2. 応募のスケジュール

今回の募集において、全体の流れとスケジュールは以下のとおりです。





※1 当機構の競争参加資格または全省庁統一資格審査結果通知書を有していない法人のみ。

※2 契約交渉及びその後の契約締結、調査開始時期については案件内容等により異なります。

3. 審査・選定

企画書は、あらかじめ定めた評価の視点（参考資料2参照）により審査されます。審査結果（採択・不採択）は、適正な企画書の提出があった全事業提案者に対し、2016年1月初旬を目途に、書面にて通知します。審査状況等により多少遅れることがありますので、ご了承ください。

IV. 契約

審査を経て採択となった企画書の提案法人に対し、提出された企画書及び見積書の最新情報に基づいて、調査内容・体制等について契約交渉にて協議を行い、契約を締結します。契約書の見本については、＜参考資料1：契約書雛形＞をご参考ください。上記協議において、調査内容及び見積書等に関し、当機構側から、提案法人に提案内容の変更することを求めることがありますので、ご了承ください。また、調査内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することが出来ませんのでご留意ください。

V. 質問受付

(1) よくあるご質問と回答を「Q&A（よくあるご質問と回答）」としてまとめておりますので、ご確認ください。

(2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式11）を電子メールにてご提出下さい。

ア. 質問受付期間：公示実施日から2015年8月17日（月）午後5時まで

イ. 担当部署：

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部連携推進課「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」係

メールアドレス：ostpp-contact@jica.go.jp

(3) 質問に対する回答書は、当機構のウェブサイトにて公開します（電話やメールの形式で個別に内容に関する確認は受け付けません）。本事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

- ・掲載までに数日時間がかかりますので、ご了承ください。
- ・企画書に応募者が記載する提案内容に関するお問い合わせにはお答えいたしませんので、ご注意ください。

以 上